

社会的包摂のための金融

本年10月、中国小額信貸連盟（中国マイクロファイナンス協会）代表団が、日本の農村金融についての調査研究のため当社を訪問のうえ、農村現場にも足を運び農協信用事業の歴史と現状を学んだ。中国においては、日本の高度成長期における金融と同様に商業銀行は鉱工業等大企業への資金供給を優先し、農村における金融の円滑化は必ずしもうまく進んでいない。だから、日本の経験を知り、参考にしたいというのである。

日本と中国の農村金融を比べると、確かに日本の制度が参考になる部分がある。

まずは、金融周辺インフラの整備。自然災害リスクを回避するための農業共済制度、農業が内包する経営の脆弱性リスクを補完する農業信用保証保険制度の確立、収益性の低さに起因する投下資本回収長期化に対応した政策金融の充実（日本政策金融公庫農林水産事業部による長期低利資金供給等）などがあげられる。

つぎに、農協系統信用事業の存在。総合農協における営農指導・販売購買事業と信用事業の連携は農業金融の円滑化に大きく寄与しており、中国の研究者からの評価につながっている。このような制度を基礎にして、日本の農村金融は健全性を確保しながら資金ニーズに対応してきた。

一方で、格差の拡大、貧困率の上昇、ワーキングプアなど、経済・社会の変質によって生じる新たな弱者の潜在的金融ニーズへの対応について金融機関全体として体制が準備されているかという点、心許ない。

国税庁が9月に公表した2014年分民間給与実態統計調査によれば、年間の民間平均給与は415万円にとどまり、男女別内訳では男性514万円（うち正規532万円、非正規222万円）、女性272万円（うち正規359万円、非正規147万円）である。

また、厚生労働省が公表している「『非正規雇用』の現状と課題」によれば、14年の雇用者数5,240万人のうち非正規雇用者が1,962万人を占める。そのうち、正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者（本意非正規）は331万人である。

さらに、厚生労働省による国民生活基礎調査によれば、12年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円であり、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は16.1%、「子どもの貧困率」（17歳以下）は16.3%であり年々増加している。

個人向けローンの定型化は資金対応の迅速性と健全性の視点で欠かせないが、その基準を満たさない者の個別の事情にまでは手が届かない。金融はすべての課題を解決できる手段ではないが、わが国でも経済的弱者に対する金融のあり方、社会的包摂に寄与する金融のあり方をあらためて検討すべき局面にあるのではないか。

本誌掲載の重頭「EUにおけるマイクロクレジットの動向」は、現代における社会的排除の壁を打ち破る手段としての金融の可能性を示している。古江「韓国におけるクレジットユニオン運動の展開」と併せ、ぜひ一読願いたい。

（株）農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫・おかやま のぶお